

平成 18 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針について

「平成 18 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」の基本的考え方

中小・地域金融機関を取り巻く現状認識

- 新アクションプログラムに沿った地域密着型金融の取組みの継続
(取組みは総じて着実に進捗している一方、「利用者の利便性向上」、「事業再生・中小企業金融の円滑化」などの取組みは不十分であるとの評価が見られることに留意し、引き続き推進。)
- 金融機関における利用者保護の確保の必要性の増大
(金融商品取引法等による顧客保護規定の充実・強化、偽造キャッシュカード問題等の金融犯罪防止 等)
- 経済環境等の変化に伴うリスク管理態勢等の充実・強化への対応
(日銀ゼロ金利政策の解除、バーゼルⅡ実施 等)

基本的考え方

「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に則し、引き続き厳正で実効性ある監督行政を効率的・効果的に遂行する。監督にあたっては、以下の点に留意する。

- i 金融機関の業務運営に関する自主的な努力の尊重
- ii 金融機関との十分な意思疎通の確保
- iii 検査部局との連携強化
- iv 金融庁と財務局等の連携強化

重点事項

自己責任の下、経営陣のリーダーシップにより、内部管理態勢の強化、適切な経営管理がなされているかに留意して監督する。

1. 地域の利用者保護ルールの徹底と利便性の向上

金融情勢の変化に伴って利用者が不測の損害を被るおそれがあることや不祥事件の多発等にかんがみ、利用者保護の観点から適切な監督を実施する。また、地域密着型金融の取組みの中でも、「利便性向上」に係る取組みについて、不十分との評価が見られることを踏まえ、各種取組みの進捗状況のフォローアップを行う。

- i 説明態勢及び相談苦情処理機能の充実
- ii 法令等遵守（コンプライアンス）
- iii 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底
- iv 顧客情報の管理態勢の確立
- v システム管理態勢の適切性の確保

2. 事業再生・中小企業金融の円滑化

各金融機関は、自ら策定した「地域密着型金融推進計画」に沿って各種施策に取り組み、それらの取組みは総じて着実に進捗。他方、「事業再生への取組み」や「担保・保証に過度に依存しない融資等」などについては、なお不十分との評価が見られることから、一層の推進が求められるところ、引き続き進捗状況のフォローアップを行う。

- i 事業再生への取組み
- ii 担保・保証に過度に依存しない融資等

3. リスク管理の高度化等

リスク管理態勢の充実・強化等に取り組み、預金者等の信頼を得ることが地域密着型金融の推進には不可欠。また、複雑なリスク特性を有する資産運用の拡大傾向や新たな金利・市場動向にかんがみ、適切なリスク管理がなされているか監督する。

- i 資産査定、信用リスク管理の信頼性確保
- ii 市場リスク管理態勢の整備
- iii バーゼルⅡへの対応
(適切な情報開示、Tier 1 中心の自己資本等)